

告 示

埼玉県告示第百九十六号

測量計画機関である埼玉県北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化・航空レーザ測量）

三 作業地域

桶川市川田谷地内外（一級河川江川）

四 作業期間

平成三十年一月十五日から平成三十年三月三十日まで